

第Ⅲ部

特別支援学校における教育課程編成及び実施に 関する5課題

第1章 教育課程の類型やコース制

はじめに

「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際的な研究」（平成22～23年度）では、全国調査の結果から、教育課程編成上の特に重視する課題として、「発達段階に応じた指導内容の検討（81%）」が最上位、次いで「重複障害のある幼児児童生徒に対応した教育課程編成（56%）」が挙げられた。研究協議会においては、こうした状況を踏まえて議論した。その中で、研究協力者より「従来から取り組まれてきた特別支援学校における教育課程の類型は、障害種別を超えて共通理解し合えるようにする必要がある。」との指摘を受けた。こうした経緯より、「特別支援学校の教育課程編成における類型について、現状を踏まえて考え方や課題を整理すること」を本研究の課題のひとつとした。

基本的な考え方は、以下の通りである。「特別支援学校においては、児童生徒の実態や進路先の多様化に対応するために、指導内容のまとまりを設ける、類型やコース制は意義がある。この場合にも、児童生徒にどのような力を育むのかを踏まえ、ねらいを明確にして、必要な指導内容について授業時数や指導形態について検証しながら編成していくことが重要である。」

1. 特別支援学校における類型やコース制にかかる現状と課題

（1）類型、コース制を設けるに至った背景

①高等学校の教育課程編成における「教育課程の類型」

「教育課程の類型」は、高等学校の教育課程編成の工夫の一つである。高等学校学習指導要領（特別支援学校高等部学習指導要領も同様）に以下のように示されている。「教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。」（第1章総則 第5款教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成）。高等学校では、例えば普通科で類型を設けた場合、理系コース、文系コースという名称で呼ぶことも多く、類型とコース制は同義で使われている場合が多い。

②特別支援学校の教育課程編成における「教育課程の類型、コース制」

先述の高等学校における教育課程の類型の考え方を参考に、児童生徒の障害の重度化・多様化への対応として、特別支援学校における教育課程編成において各学校の状況に応じた類型方式による教育課程の編成がされてきたと言える。その際には、特別支援学校小学

部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領の総則に示される「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を考慮した類型化が、多くの特別支援学校で取り込まれてきた。この類型方式による教育課程は、「類型」以外に「課程」や「コース」という名称がほぼ同義で使われている。

（２）特別支援学校における類型やコース制にかかる現状

先述した、「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究」（平成 22～23 年度）の研究報告書の中で、宍戸（2011）は特別支援学校の教育課程の類型について、以下のように述べた。「現状の特別支援学校における教育課程編成の類型を整理すると、①小学校・中学校・高等学校の教科を中心として編成した教育課程、②知的障害特別支援学校の教科を中心として編成した教育課程、③自立活動を中心として編成した教育課程、の 3 つを基本と考えることができる。特別支援学校（知的障害）では、上記の②または③の類型の派生的な教育課程を編成している。また、特に生徒の数が多き特別支援学校（知的障害）の高等部においては、高等学校の類型（選択履修の趣旨を生かした教育課程編成）を参考にコース制が取り入れられ、類型と同様の理解がされている。」本研究では、この考え方を元に研究協力機関（特別支援学校）の取組の状況を整理した。その中で明らかになったことは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱を対象とする特別支援学校では、1）従前より教育課程編成における類型の取組はあったが、児童生徒の実態の重度化・多様化に対応するための見直しをした 2）重複学級の児童生徒の実態に対応するために教育課程編成の類型を取り入れた という二つの背景があった。知的障害を対象とする特別支援学校では、高等部の生徒の実態の多様化に対応するために、想定される卒業後の生活から指導の目標と内容を見直した。その上で、コース制により指導内容のまとまりを明確にした。

本研究の研究協力機関である特別支援学校 8 校の類型、コース制の概要を学校毎に示す（鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校は、「コース」と称しているが実質的には、作業学習の班であるため、本稿では対象から除いた）。

①重複学級における類型の設置：神奈川県立平塚盲学校（視覚障害教育）

重複学級では、「A 課程（知的代替）」と「B 課程（自立活動主）」を設置している。教育課程編成上は 2 課程に分かれているが、学習集団の保証等の観点から授業は重複学級として一緒に行っていることが多い。

②進路を見据えたコース制の設置：東京都立中央ろう学校（聴覚障害教育）

進路に合わせて「理系」、「文系」、「総合系」の 3 コースが設置されている。高等部は、2 年生より一部コースを選択する。2 年生から 3 年生のコース変更は、不可となっている。3 年生は、進路に応じて選択科目を履修する。大学等の入試に必要な科目を想定して科目を選択し、学習する。

③各部間のつながりをもたせた小・中学部での類型の設置と高等部における課程の設置：青森県立八戸第一養護学校（肢体不自由教育）

小学部と中学部には3類型（A類型「準ずる教育」、B類型「知的代替」、C類型「自立活動主」）を、高等部には4課程（Ⅰ課程「準ずる教育」、Ⅱ課程「下学部と知的の教科等」、Ⅲ課程「知的代替」、Ⅳ課程「自立活動主」）を設置している。

④高等部におけるコース制の設置：茨城県立協和特別支援学校（知的障害教育）

「職業コース（一般就労、就労移行をめざす。接客、ビルメンテナンス、軽作業、農園芸）」、「作業コース（福祉就労。縫製、木工、クラフト、農園芸）」、「自立活動コース（身辺自立の確立。自立活動中心。ビーズ製品、紙ちぎり）」を設置している。各コースに作業班を編制しているが、作業班による就労先の違いは認められない。小学部・中学部は、2課程（「普通学級」、「重度重複学級」）で編成。また、中学部はコース制をとらず作業班（4班）を設けている。

⑤高等部における類型の設置：香川県立香川中部養護学校（知的障害教育）

「基礎（基本的生活習慣、自立活動中心）」、「生活（福祉就労、企業就労をめざす。就労や生活に必要な知識や技能の獲得をめざす）」、「技能（福祉就労、企業就労をめざす。職業生活に必要な基礎的技能や態度の育成）」、「総合（職業的自立をめざす。就業体験を重視）」を設定している。中学部は、普通学級、重度・重複学級から「A課程（重度・重複障害の生徒対象）」と「T課程（単一障害の生徒対象）」と名称を変更した。T課程は、特別支援学級から進学してきた生徒のこれまでの学習形態を考慮したものである。

⑥小・中・高のつながりを意識した各部ごとの類型の設置：島根県立松江緑が丘養護学校（病弱教育）

小・中・高の各部に類型として「A類型（該当学年の学習で、卒業後の進路を進学・就労ととらえる）」、「B類型（下学年適応の学習で、卒業後は専門学校への進学も含めた就労を目的とする）」、「C類型（認知の特性に応じた学習で、卒業後の進路は、福祉的就労または継続入院）及び「D類型（訪問教育。子どもの障害の状態等から、A～C類型の内容で対応する）」を設けた。A～CにはそれぞれⅠ型、Ⅱ型を置き、弾力的に対応できるようにした（Ⅱ型は、必要に応じて自立活動の時間を増やす）。

⑦各部門、各部ごとの類型の設置：岡山県立早島支援学校（肢体不自由教育と病弱教育の併置）

それぞれの部門で各学部には3つの類型、「Ⅰ類型（準ずる教育）」、「Ⅱ類型（知的の教科を取り入れる）」、「Ⅲ類型（自立活動が主）」を設定している。

⑧肢体不自由部門の各部ごとの類型の設置と知的障害部門の高等部（2年次から）における類型の設置東京都立多摩桜の丘学園（肢体不自由と知的障害の併置）

肢体不自由部門では、3類型（「準ずる教育」、「知的代替」、「自立活動主」）を設置している。知的障害部門小学部・中学部では、3学級（普通学級（知的）、普通学級（自閉症）、重度・重複学級）を編制している。知的障害部門高等部では、重度・重複障害学級はその

ままで、普通学級では2年生から2類型（「社会生活類型（基礎的な学力の伸長と定着をめざす）」、「職業生活類型（就労と社会自立をめざす）」）に分かれる。

（3）特別支援学校における類型やコース制にかかる課題

「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際的な研究」（平成22～23年度）及び本研究の研究協議会より、以下の課題が挙げられた。

①表現を統一し、種別を超えて共通理解し合えるようにすること

類型、コース、課程と呼称が様々であることに加えて、作業学習における班編制など本来の類型化とは異なる場合も「コース」という呼称が使われている。類型化やコース制の本来の意味を認識し、障害種別や地域を越えて共通理解が図られることが必要である。

②第三者にわかりやすくすること

類型化やコース制の意義を明確にした上で、指導の目標、内容及び指導形態が、第三者にも理解できるような示し方の工夫が必要である。例えば、教科等の履修一覧に加えて、指導形態や時間割表を合わせて示すなどの工夫で全体像がわかるような形でまとめるなどが考えられる。

③基本的な教育課程の類型を押さえた上で、各学校においては、子どもの実態等に応じた特色ある多様な教育課程の編成に努めること

類型化を取り入れた場合も、以下のような課題が想定される。

- 1) 「小学校・中学校・高等学校の教科を中心として編成した教育課程」では、自立活動の指導を行うことによる教科等の授業時数の確保。
 - 2) 「下学年(下学部)適応での教科を中心として編成した教育課程」においては、各教科の内容の系統性を踏まえた適切な内容の設定。
 - 3) 「知的障害特別支援学校の教科を中心として編成した教育課程」では、生活単元学習において、生活上の発展や系統性が不明確になりやすいこと。
 - 4) 「自立活動を中心として編成した教育課程」においては、教科の内容と自立活動の内容が不明確な活動が設定されやすく、指導内容の積み重ねや系統性がみえづらい。
- こうした課題に対応すべく、学校毎に工夫が求められる。

2. 教育課程の類型やコース制に関する工夫－研究協力機関の取組から－

類型やコース制を設ける意義（ねらい）を明らかにした上で、類型やコース制などの編成の根拠となる考えを明確にし、対象とする児童生徒の実態や課題に的確に対応するための取組がみられた。

【平塚盲学校】

（工夫）

- ・重複学級で、「A課程（知的代替）」と「B課程（自立活動主）」を設置した。

(成果)

- ・知的代替の教育課程を導入することで、知的代替の教育課程の教科名を取り入れての指導を、明確化できた。
- ・児童生徒の実態に応じた授業へと改善した。(例えば、A課程とB課程の生徒と一緒に授業を受ける場合も各課程の生徒の、目標や内容は異なる。)
- ・各授業の目標・内容が明確化され、保護者が理解しやすくなった。

【香川中部養護学校】

(工夫)

- ・類型の名称は進路先ではなく、目指す方向や目標を示している。保護者や教員向けに各類型についての説明書類を作成し、各類型がめざしていることが正しく理解されるように努めている。
- ・生徒を各類型に分けるにあたっては、高等部では入試選考(国語・数学、集団での指示理解、運動面)の結果、保護者によるS・M検査の結果、体験入学を通しての生徒本人の希望を踏まえて行っている。
- ・4つの類型で、その境界となる生徒に対しては、グループ分けをして対応している。(例:「基礎」の対象とまではいかない重度・重複障害の生徒が、同じ目標でそれ以外の生徒と類型「生活」で学習していた。しかし、一緒に学習を進めることに難しさがあつたため、昨年度から「生活」を2つのグループに分けて指導を行っている)。

(成果)

- ・教師が生徒の力や課題を把握でき、指導のポイントが明確になった。
- ・授業における指導・評価の観点が絞り込みやすくなった。
- ・小集団により、生徒が自分のペースで落ち着いて課題に取り組むことができるようになった。
- ・より多くの生徒がリーダーを担うことができるなど、活躍の場が広がった。

(課題)

- ・一部の保護者や生徒、教員が、類型を格付け(例えば、「基礎」は能力的に一番低いといったように)していること。これに対しては、上記に挙げた工夫を重ねて行うことが大切と考える。
- ・類型を設定したことで、今後、作業班での活動内容をより生徒の実態に応じたものにしていくこと。
- ・今後も生徒の増加が予想されており、生徒の実態に対応した集団作りの検討が必要である。

【八戸第一養護学校】

(工夫)

- ・従来の類型を小・中・高の12年間のつながりを明確にすることをめざした見直しに全校的に取り組んだ。

- ・学校教育目標を踏まえ、各学部や各類型の指導の目標と指導内容を整理した。
- ・発達の指標と卒業生の現在の姿から、指導の目標と内容を見直した。
- ・中学部から高等部への移行にあたっての、重複学級のあり方にかかる課題が明らかになった。

(成果)

- ・各類型の対象とする児童生徒の実態と課題を明確にし、アセスメント（学力テストや心理検査）の実施を全校的に組織した。
- ・高等部に新たなⅡ課程を設けたことで、将来に対する目的意識や態度を育てる指導が充実した。
- ・知的障害特別支援学校の教科と自立活動の指導との関連が明確になった。

(課題)

- ・中学部から高等部への移行にあたっての、重複学級のあり方。
- ・意図した教育課程が児童生徒の力になっているかについて検討すること（教育課程評価）。

【松江緑が丘養護学校】

(工夫)

- ・個に応じた教育課程を考えて細分化される傾向にあった類型を小・中・高の流れが見えるように見直した。
- ・高等部卒業後の進路先や生活を踏まえて教育課程編成を見直した。
- ・各類型においても児童生徒の個の課題に対応するため、Ⅰ型、Ⅱ型を設けて自立活動の時間を弾力的に配当できるようにした。

【早島支援学校】

(工夫)

- ・小中高の学部と病弱と肢体不自由部門（院内学級と在宅訪問も含めて）のタテとヨコのつながりを見直して、教育課程の編成と実施について全校的に取り組んだ。
- ・指導する教科を整理した。両部門（病弱、肢体不自由）の各学部の類型で指導する教科等を同じにした。
- ・授業時数の配当について整理した（自立活動の時間を含む）。
- ・授業の名称を整理した。知的特別支援学校の教科等を合わせた指導による授業において、主として指導している教科がわかるように授業名を改めた。
- ・病弱部門高等部に生徒の実態に応じて、「知的障害特別支援学校の教科を中心として編成した教育課程」の類型を設けた。

(成果)

- ・校内で教育課程に関する共通理解が深まり、自分の所属する部・学部を超えて一貫性や系統性の必要性を教職員全体が意識するようになってきた。
- ・教育課程研究を踏まえ、全校研究「個別の指導計画を活用した授業改善」に取り組ん

でいる。

(課題)

- ・各類型の境目と思われる児童生徒への対応。
- ・「小学校・中学校・高等学校の教科を中心として編成した教育課程」では、障害の状態から欠席の多い児童生徒への学習保証や単位認定のあり方。
- ・「知的障害特別支援学校の教科を中心として編成した教育課程」では、中学部、高等部において、将来を見通した指導のあり方や授業間のつながりを検討している。

3. まとめ

研究協力機関（特別支援学校）の取組と研究協議を通して、「特別支援学校においては、児童生徒の実態や進路先の多様化に対応するために、類型やコース制を設けること」が、教育課程編成と実施にかかわって有効な工夫の1つであると考えます。類型やコース制を設けている研究協力機関（特別支援学校）8校の取組は、それぞれの学校の状況に応じた課題や工夫が認められました。いずれの学校においても共通する重要な点は、「類型やコース制の設定の意義を改めて理解し、その運用上の課題を明確にすること」と言える。そして、類型やコース制を設ける際に求められることは、以下の3点である。

- ① 児童生徒の特性、進路等に応じた適切な設定
- ② 指導の目標と内容が第三者にわかりやすいこと（ガイダンス機能）
- ③ 学校教育目標の達成に向けて、学校としての一貫性（指導の方針が同じであること）や系統性（指導の順序性が明確であること）が示されること

（長沼 俊夫）

第2章 複数障害種に対応する特別支援学校における教育課程編成

はじめに

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5障害について、都道府県における複数障害に対応する学校は、以前から見られたが、平成19年度からの特別支援学校制度のスタートにより、急速に増加してきている。複数障害種に対応する学校の設置の可能性は、まさに新たな特別支援教育制度の特徴の一つである。

そこで、複数障害種に対応する特別支援学校における教育課程編成や実施について、従来の単独校にはないどのような特徴が見られるのか、あるいは課題は何かについて明らかにすることは重要である。

そのために、本研究の研究協力校の中から、複数障害種に対応する特別支援学校である、岡山県立早島支援学校と東京都立多摩桜の丘学園について取り上げる。岡山県立早島支援学校は、肢体不自由と病弱の併設校であり、全校研究で教育課程編成（類型化を利用した教育課程）の見直しから明らかになった、肢体不自由と病弱の併置校のメリットと課題を整理する。一方、東京都立多摩桜の丘学園は、知的部門と肢体不自由部門の併設校であり、各部門の教育課程上の歩み寄りよりも、むしろそれぞれの部門の自立性（独立性）に重きを置いて教育課程編成を行っているメリットや課題を整理する。

なお、本研究所においては、「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際的な研究」（平成22～23年度）において、全国の約1,000校の特別支援学校への質問紙調査を実施した。その結果、複数の障害種を対象とする特別支援学校の教育課程に係る事項として、該当学校としての回答193校の内、「異なる障害種ごとに教育課程の編成は、分かれている。」が114校（59%）、「学級編成は障害種別だが、教育課程編成は複数の障害種に対応している。」が42校（22%）、「その他」が37校（19%）であった。

また、「特別支援教育における教育課程の在り方に関する研究－複数障害種への対応及び幼・小学部から高等部までの一貫した教育課程の工夫－」（平成20～21年度）では、在籍している児童生徒の教育課程について述べられているが、複数障害種を対象とする特別支援学校の教育課程の状況については、触れられていない。

1. 岡山県立早島支援学校（病弱と肢体不自由）における取組

（類型化を基に検討し整理したことで、複数障害種への対応で成果が出てきた。また、課題も見えてきた。）

平成22～23年度の全校研究を踏まえ、平成24年度より小・中学部では病弱部（A）、肢体不自由部（B）の教育課程編成を改編した。

まず、小学部・中学部は、肢体不自由、病弱という障害の違いはあるが、教育課程編成については大きな違いはないと考え、自立活動と体育以外は基本的に指導教科・領域の時数

は同一とした。合同授業をすることも多く、教育課程上でも整合性がとれた。

重複障害Ⅱ類型、Ⅲ類型の授業名を、教科の学習内容が分かりやすく一貫性のあるものにした。また、それぞれの類型の中の学習グループ編成の目安を示した。

高等部については、入学者選抜、教育課程ともに異なる。合同授業も行っていない。

病弱部高等部にⅡ-2類型（履修を含め知的代替の教育課程）の生徒の入学がきっかけとなり、病弱、肢体不自由の部門の違いや共通点の検討や、交流学习・合同学習などの整理の必要性の声が高まっている。

病弱は、進学や就職に向けたコースがあるが、肢体不自由は一つであり、だいぶ異なるコースなので、合同授業等は難しいだろう。しかし、例えば、病弱の生徒への独特な配慮（心理面への配慮など）が必要な場合もあり、難しい面もあるだろう。

その他、入学選考については、統一した。個別の指導計画も、大筋そろえることができた。さらに、校内で行う研究も、昨年度から統一して全校で行うことができた。

以上のように、早島支援学校では、肢体不自由部門と病弱部門の併設というメリットを大いに生かして、教育課程編成から、その実施、さらには、入試や個別の指導計画、校内研究に至るまで、幅広い工夫と取組がなされていることが分かった。

2. 東京都立多摩桜の丘学園（知的障害と肢体不自由）における取組

（複数障害種に対応する学校であるが、知と肢の部門の独自性が強く、教育課程上も独立している。そのようにしていることの良さと課題が見えてきた。）

教育課程編成については、知的障害と肢体不自由の部門で独立している。

その上で、校内の組織運営を工夫することで、肢・知併置の利点を活用した学習指導の充実に向けて研究を進めた。

基本的な考えとしては、O J Tや研究授業を通して、肢・知併置の利点活用を推進することにより、学習指導を充実することができる。例えば、朝の運動の時間では、肢体不自由教育のノウハウが生かされる。

組織運営としては、複数の障害教育部門を併置する学校の利点を活かした教育の推進委員会を中心に、O J T推進委員会によるO J Tと研究部による研究授業を連携させてその成果を検証する。

実践としては、授業の計画・実施・評価・改善(P D C A)のプロセスにおいて、肢体不自由、知的障害の各部門の教員が協力をしてそれぞれの利点を活用しながら学習指導を改善・充実した事例研究を行う。

以上のように、多摩桜の丘学園では、両部門の教育課程の独立性を大切にしながら、実働としてはメリットを生かして両部門で協力して取り組んでいることが分かった。

3. 両校における自立活動の指導について

（特に「自立活動の指導」について併置校ならではの教育課程編成上のメリットや課題、

指導の専門性向上に係るメリットや課題は何か)

早島支援学校では、小・中学部においても、自立活動の指導は、両部門で別に設定し、指導時数も異なり、合同授業をすることもない。ただ、双方の障害種に係る自立活動の内容については、双方の部門の教師が知ることができると共に、複数の障害を併せ有する児童生徒の場合には、一人一人のより個に応じた自立活動の内容を設定することができるだろう。

一方、多摩桜の丘学園では、自立活動の独立した部門があるが、それは肢体不自由部門に入っているため、知的障害の児童生徒を担当することはない。ただ、教師を通じて、アドバイスをしたり、情報交換したりすることはできる。

おわりに

本稿では、本研究の研究協力校である複数障害種に対応する特別支援学校2校を調査対象として、教育課程編成や実施上の現状と課題について整理した。

しかし、今回整理した事項が、他の同様の障害種の組み合わせの学校、また、他の障害の組み合わせの学校、さらには、3つ以上の障害種に対応する学校などについても明らかにしていく必要があるだろう。

(柘植 雅義)

第3章 高等部における職業教育

はじめに

「特別支援学校学習指導要領解説総則等編（高等部）」では、学習指導要領改訂の基本方針の1つとして、「自立と社会参加に向けた職業教育の充実」が取り上げられている。そのために、特別支援学校（知的障害）において、専門教科として「福祉」を新設したことや、「地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ること」を規定したことが述べられている。後者については、教育課程の編成にあたっての配慮事項として、「キャリア教育を推進するために、地域や産業界との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設ける」ことが記されている。

これらのことに関して、本研究の前の研究である平成22～23年度「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究」における、教育課程に関する特別支援学校対象の全国調査の結果では、教育課程編成における配慮事項や個別の指導計画における指導目標に関わって、「職業教育の充実」が考慮されている状況があることが分かった。

研究協力機関であった特別支援学校の事例でも、特別支援学校（病弱）において生徒の実態の変化へ対応するために、高等部において学校設定教科「職業」及び科目「産業社会と人間」を新設した例や、特別支援学校（知的障害）において高等部で教育課程の類型を設定（複数の教育課程を設定）し、作業学習の班編成やその指導内容も工夫した例等が挙げられている。

研究協力者による論考でも、特別支援学校（知的障害）での課題として、卒業後の生活に結びつく教育課程の編成が重要であることが述べられており、そのために、高等部に複数の教育課程を編成することが効果的であると述べられている。

ここでは、上記のことを踏まえて、本研究の研究協力機関である特別支援学校における例を挙げながら、高等部の職業教育に関する教育課程編成及び実施の現状と課題として、高等部における類型やコース制の設定、職業教育に関わる教科及び領域・教科を合わせた指導での取組、現場実習や企業との連携、職業教育という点からのアセスメント（実態把握）について述べる。

1. 職業教育に関する教育課程の現状と課題

（1）類型やコース制と目標・指導内容

研究協力機関各校について、高等部における職業教育に関して、高等部の教育課程における類型やコース制の設定の状況、という観点からみると次のようである。

①特別支援学校（知的障害）のうちの2校について

研究協力機関の特別支援学校（知的障害）のうち、茨城県立協和特別支援学校では、平成22年度から、次のようなコース制が取られている。このようなコース制がとられるこ

とによって、各生徒の実態に、より対応した支援が出来るようになってきたとのことである。課題としては、コースごとに学級編成をしているが、在学中にコースを変更する生徒がいる等の理由から、学内でコース別に限らない学級編成が必要との意見もあるとのことである。

表Ⅲ－３－１ 茨城県立協和特別支援学校におけるコース制

コースや類型の名称	目標（主として目指すこと）	指導内容等
職業コース	一般就労及び就労移行を目指す	「職業」の時間に、接客サービス、ビルメンテナンス、軽作業（オフィスワーク）の3つを行う。
作業コース	福祉的就労を目指す	「作業学習」の時間に、裁縫、木工、クラフトの3つを行う。
自立活動コース	身辺自立を確立し、自分でできることを増やす	「作業学習」の時間に、軽作業（ビーズ製品、紙ちぎり）を4つの班に分けて行っている。

香川県立香川中部養護学校でも平成22年度から、次のような類型の設定がなされている。このように類型を設定してから、作業学習に関して、その計10班での実施（作業学習の詳細については後述）において、類型ごとに担当する班や人数を決める等、より生徒の実態に応じた編成を行うようにしたとのことである。

表Ⅲ－３－２ 香川県立香川中部養護学校における教育課程の類型

コースや類型の名称	目標（主として目指すこと）	指導内容等
総合類型	職業的自立を目指す	「作業学習」「職業」を中心とし、週1回の就業体験を設定
技能類型	福祉就労、企業就労を目指す	「作業学習」「職業」を中心とし、週1回の校内実習（模擬会社）、年3回の地域の商店街や喫茶店における接客の実践の場を設定
生活類型	福祉就労、企業就労を目指す	「作業学習」「生活単元学習」を中心とする
基礎類型	基本的な生活習慣の確立や基礎的なコミュニケーション能力の獲得、健康・体力の増進、身体機能の向上を目指す	「日常生活の指導」を中心として、個別指導を重視し、自立活動の時間を特設

以上のように、「コース制」と「類型」の違いはあるが、卒後として、一般就労や職業的自立、福祉就労、身辺自立等を主として目指す、それぞれ、3つのコースと、4つの類型が設定されており、そのことによって、より各生徒の実態に対応することができるようになってきたと言える。

②特別支援学校（視覚障害）（病弱）（肢体不自由）各1校について

特別支援学校（視覚障害）1校（神奈川県立平塚盲学校）、特別支援学校（病弱）1校（島根県立松江緑が丘養護学校）、特別支援学校（肢体不自由）1校（青森県立八戸第一養護学校）では、「準ずる教育課程」、「知的代替の教育課程」、「自立活動主体の教育課程」が共通しており、その他、同特別支援学校（病弱）1校では「院内学級及び自宅等への訪問による教育を行う教育課程」があり、同特別支援学校（肢体不自由）1校では「下学年2年以上の教育課程」がある。

これらのうち、神奈川県立平塚盲学校では、重複障害生徒への対応として、従来は「自立活動主体の教育課程」しかなかったところに、平成24年度より「知的代替の教育課程」を加えることで、より各生徒の実態に対応した指導を行えるようにしている。

青森県立八戸第一養護学校では、平成24年度に「下学年2年以上の教育課程」（「高等部Ⅱ課程」）を新設しているが、この類型では、作業学習を教育課程に位置づけ、その指導に取り組んでいる。

これらの学校においても、このような教育課程の編成によって、より生徒の実態に対応した職業教育への取り組みがなされている。

（2）職業教育に関わる教科や領域・教科を合わせた指導について

①作業学習等

研究協力機関各校での職業教育に関して、作業学習についてみると、茨城県立協和特別支援学校では、上記の表にも示されているように、作業学習としては、「作業コース」では縫製・木工・クラフトの3つを各班に分かれて指導し、「自立活動コース」では軽作業（ビーズ製品・紙ちぎり）を4つの班に分けて指導している。なお、「職業教育コース」では、「職業」において、接客サービス・ビルメンテナンス・軽作業（オフィスワーク）の3つを各班に分かれて指導している。

香川県立香川中部養護学校では、学年と学級の枠を超えての縦割りの班編成で、園芸、木工、印刷、金工、軽作業、窯業、コンクリート加工、縫工、ビルクリーン、メイク・エコ（封筒やだるま等の紙製品を作製）の10班で指導しているが、先述したように、教育課程の4つの類型を設定したことによって、類型ごとに班や人数を決める等、より生徒の実態に対応した班編成をするようにしているとのことである。

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校（知的障害）では、教育課程としての類型の設定はないが、作業学習のコースとして、「福祉・OA実務コース」「サービス実務コース」「製造・

加工コース」の3つのコースで、それぞれ、「福祉」と「OA実務」、「流通」と「接客」と「清掃」、「食品加工」と「木工」と「農業」の計8つの作業種を設定し、1年時には、生徒が全ての作業種を体験し、2年時以降、各コースに分かれて、作業学習を行っている。ただし、2年時以降のコース編成については、見直しを行い、「清掃、福祉」、「OA実務、流通」、「食品加工、接客・接遇」、「木材加工、農業・園芸」の4つの編成としている。これは、3コースでは、それぞれのコースにおける作業種の特長やねらい、作業内容が大きく異なりコース内での共同学習が難しいコースがあることや、作業種で8つの作業班を設定していることから3コースでは人数にばらつきがでることから、そのように変更したとのことである。

②「福祉」

茨城県立協和特別支援学校では、上記のようなコース制がとられた平成22年度より、「職業コース」において、教科として「福祉」が設けられている。その内容としては、福祉の基本的事項、障害者福祉に関わる事項、高齢者福祉に関わる事項等である。その中では、福祉とは何かについてのグループでの話し合いや、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由についての疑似体験や、高齢者の疑似体験が行われている。授業では、これらの話し合いや体験を通して考え、感想を述べる等のことを踏まえて、障害者や高齢者の支援や介護の方法を学ぶなど、工夫がなされている。この教科により、生徒には、校内や街頭のバリアフリーの状況に気づいたり、校内で困っている生徒等に声をかける等の変化も見られるようになっていくとのことである。課題としては、「ホームヘルパー2級」の資格が廃止されたことにより、授業の在り方の見直しが必要になっていること、介護福祉の資格取得が難しくなったことや、校内の施設、設備、教材に不足がある等とのことである。

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校（知的障害）では、作業学習の中で「福祉」の内容が行われている。上記のように、1年時の「福祉・OA実務」、2年時以降の「清掃、福祉」のコースにおいて、その内容が行われている。より具体的には、高齢者の介護などに関わることとして、ベッドメイキングや要介護者が寝ている状態でのシーツの交換等を行っている。

③学校設定教科

研究協力機関各校での、高等部での職業教育に関する教育課程に関わる取り組みを、学校設定教科という観点からみると、その指導目標や指導内容に関して、次のような取り組みが挙げられる。

青森県立八戸第一養護学校（肢体不自由）では、平成24年度より、学校設定教科として、「産業社会と人間」に加えて、「ライフコーディネート」を新設した。そのねらいとしては、この教科によって、生徒本人が将来設計について考えることを育み、現場実習に主体的に取り組むことにもつながる等である。

神奈川県立平塚盲学校では、学校設定教科として高等部普通科に「職業」が設定されており、そのなかでインターンシップや現場実習等を行っている。

松江緑が丘養護学校（病弱）では、近年、発達障害を併せ持つ生徒や、精神疾患、心身症などをもつ生徒が増加しており、この生徒の実態の変化に対応して、学校設定教科の指導内容の見直しを行っている。即ち、同校では、学校設定教科として「産業社会と人間」を設定しているが、このような生徒の実態の変化等を踏まえての具体的な指導内容について検討中である。その内容としては、進路学習についての事前事後学習に関すること、求人票の見方、ハローワーク見学、面接トレーニング、社会人のマナー等が検討されている。

このように、各校の状況や課題に対応して、学校設定教科の指導目標の明確化や指導内容の検討がなされている。

（３）現場実習や企業との連携

研究協力機関各校の取り組みについて、現場実習や企業等との連携等の点からみると、次のような例が挙げられる。そこでは、現場実習の結果や、企業からの意見等をもとに、指導内容や指導法等の見直しが行われている。

茨城県立協和特別支援学校では、実習先や就職先において農園芸の必要性が高まっていることから、作業班各班が、それを週替わりで行うようにしている。

香川中部養護学校（知的障害）では、上記の「技能類型」において、校内での模擬会社（クリーニング、弁当、清掃）による指導、及び年３回、商店街や喫茶店において接客の実践の場を設けている。これについては、現場実習を通して生徒の基礎的な作業能力の向上の必要性が課題として挙げられ、模擬会社には含まれない作業内容を含む基礎的な作業技能（ピッキング、計量、シーラーどめ、段ボールの底貼り等）を育成する実技学習を加えている。

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校（知的障害）では、学校での作業学習と企業での実習を結びつける「デュアルシステム」を実施し、企業での評価を作業学習の見直し、充実のために活用している。例えば、上記の作業班のうちの「接客・接遇」班では、生徒はレストランで実際に接客を行っているが、その結果を踏まえて、作業学習では、臨機応変に客に対応できるような指導が心がけられるようになったとのことである。また、同校では「企業のための学校見学会」「企業が求める人材を育成するための学校見学会」を実施し、そこで出された意見を基に、指導内容や指導方法の見直しを実施している。

なお、前述のように、神奈川県立平塚盲学校では、学校設定教科として「職業」が設定されており（高等部普通科に設置）、そのなかでインターンシップや現場実習等を行っているが、同校の場合は、視覚障害の生徒ということから、受け入れてくれる職場自体が少ないことが課題となっている。

（４）職業教育という点からのアセスメント（実態把握）

上記のように、教育課程の類型やコース制の設定、作業学習の班編成、学校設定教科の指導目標・指導内容の検討など、研究協力機関各校において、生徒の実態に対応しての職

業教育に関する取り組みがなされているが、職業教育という点から生徒の実態により対応するためには、職業教育に特化した実態把握も必要であると考えられる。

職業教育という点からの実態把握について、研究協力機関各校の状況をみると、次のように、入学時やコース選択時に使用される場合もあり、それ以前の段階も含み、継続的になされる場合もある。

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校（知的障害）では、入学者選考時に「作業能力検査」「集団行動検査」「職業教育を想定した面接」により、アセスメントを実施している。また、作業学習の特に技能面の客観的な評価という観点から、各作業種の内容に関わる技能についての校内技能検定を実施している。例えば、「福祉」での実施内容は5・4級（基本）で「ベッドメイキング」、3・2・1級（上級）で「要介護者がベッドに寝ている状況でのシーツ交換」、「食品加工」での実施内容は、同「衛生管理、冷凍生地の焼成」、同「生地作り、ロールパン等の製造」などである。

茨城県立協和特別支援学校（知的障害）では、個々の生徒のコースの選択については、入試前の教育相談から本人や保護者の希望・入試や調査票の結果・障害の特性やコミュニケーションの状況・疾患等を考慮に入れて総合的に判断している。ただし、なかには、進級時にコース変更する生徒もいるとのことである。

青森県立八戸第一養護学校（肢体不自由）では、「就労移行支援チェックリスト」を活用している。「準ずる教育課程」の児童は小学部4年生からチェックリストを用い、就労に必要とされる力の獲得状況を把握し、小学部から継続して将来の生活に必要な知識技能、スキル等を意識的に育てられるようにしている。「知的代替の教育課程」児童生徒（。「知的代替の教育課程」（「B類型」）3つのうちの「B1」の児童生徒）についても必要な場合には実施して継続して将来につながる力を意識した取組を進めるようにしている。高等部では、「準ずる教育課程」と「下学年適用の教育課程」でチェックリストを実施し、困難なことに関しては、補う手段についても重点的に取り組んでいくことにしている。

このような職業教育に関する実態把握や、特定の様式のチェックリスト等により、より生徒の実態に対応した、適切なコース選択や、指導内容の見直しが可能になると考えられる。

2. まとめ

高等部の職業教育において、各生徒の実態に、より対応した指導を実施するという観点から、上記のような各校の取り組みにみられるように、教育課程の類型やコース制の設定、作業学習の班編成など、各グループでの指導を検討、工夫することにより、より各生徒の実態に対応した職業教育がなされることが考えられる。そのうえで、さらに生徒の実態に合わせた指導を行うには、やはり上記のような、職業教育に特化したアセスメント等を実施して、生徒の実態をよりよく把握をすることも重要であると考えられる。

職業教育に関わる教科や、領域・教科を合わせた指導として、ここでは、作業学習、「福

祉」、学校設定教科等を取りあげた。上記では、これらについての各校の状況や課題について述べたが、その状況や課題に対応しての各校の取り組みについても述べた。各校の取り組みから、作業学習の班編成や指導内容、「福祉」の指導内容、学校設定教科の設定やその目標、指導内容等を検討し、また整理・明確化することで、より職業教育を充実させていこうとしていることがうかがえる。

また、職業教育の内容を、より実的なものにするという点で、上記の各校の取り組みのように、企業と連携し、現場実習の結果を検討すること等により、作業学習等の指導内容として何が必要かを検討することも重要であると考えられる。さらに、企業からの意見を積極的に聴取するなど、想定される就職先と連携した取り組みを進めることも、職業教育としての指導内容等の改善につながるものとして、やはり重要であると思われる。

(金子 健)

第4章 交流及び共同学習の教育課程での位置づけ

はじめに

平成16年に改正された障害者基本法の第14条の3項には、「交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」ことが規定されている。このことを受け、今回の学習指導要領の改訂の基本方針を示した中央教育審議会の平成20年の答申には、「交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める」と述べられている。

そして、今回の特別支援学校学習指導要領の総則には、「学校の教育活動全体を通じて、小中高等学校の児童生徒との交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること」が示された。なお、小・中・高等学校の学習指導要領の総則にも、「障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」と示されている。

今回の学習指導要領の改訂を受けて実施した平成22～23年度専門研究A「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究」においては、交流及び共同学習の計画的、組織的な推進に向けた課題として、次のことを指摘している。一つ目は、学校全体の取組として位置づけていくためには、実際の活動を担っている担任と学部主事との連携が重要になることであり、二つ目は、地域に特別支援学校の存在や役割を知ってもらい、学校と地域とのつながりを強化していくために管理職の役割は重要であることである。そして、教育課程に関しては、特別支援学校と交流先の学校が各校の教育課程について理解し、子どもたちに育てたい力を明確にして活動に臨むことが交流及び共同学習の推進と進化につながると考えるとしている。

このことを受け、本章の「交流及び共同学習の教育課程での位置づけ」では、研究協力校における交流及び共同学習の教育課程上の位置付けの現状とその特長を概観するとともに、そのことを踏まえて、交流及び共同学習を促進するための教育課程編成上の工夫の在り方や交流及び共同学習を活性化するための方策について検討することとした。

1. 研究協力校における交流及び共同学習の教育課程上の位置付けの現状とその特長

(1) 学校間交流の教育課程の位置づけの現状と特長

①学部の教育活動の特長を踏まえた教育課程上の位置づけ

研究協力校では、それぞれの学校の特長、設置してある学部の教育課程の特長を踏まえた交流及び共同学習を実施していることが分かった。例えば香川県立香川中部養護学校では、音楽交流や作業学習、運動会や文化祭の行事の活動に位置づけて実施している。茨城県立協和特別支援学校の小学部は特別活動、中学部は総合的な学習の時間、高等部は「福

社」に位置づけて行い、交流先の学校では総合的な学習の時間に位置づけられることが多いことが報告されている。

このように、多くの特別支援学校では、学校間交流を音楽などの教科、教科等を合わせた指導の形態である「生活単元学習」や「作業学習」、そして「総合的な学習の時間」または「特別活動（学校行事）」に位置づけて交流及び共同学習を実施しており、それぞれの学校の特長のある教育課程に基づいた学習活動の充実を図っている。

②各教科等以外で教育活動での位置づけ

研究協力校の中には、学校間交流を放課後の教育活動として実施している所もある。例えば、香川県立香川中部養護学校の高等部では時間外の活動で実施しており、東京都立中央ろう学校では、自校や交流校での部活動で交流を実施している。同じ内容の部活動であれば、目的も共有しやすいし、放課後の時間などを有効に使えば、学校間交流を実施しやすいと考えられる。

③近隣の高等学校の教育課程と関連を踏まえた位置づけ

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校では、作業学習における作業班の目標や内容を効果的に身に付けるために、近隣の高等学校の教育課程に基づく交流及び共同学習を実施している。作業班のOA・流通班は、商業高等学校でパソコン技術と日商販売士検定を学び、木工班は工業高等学校で建築とインテリアを学び、福祉班は福祉科のある高等学校で福祉（実技）を学んでいる。さらに、食品加工班では、パン・菓子製造を行っているが、近隣の農業科のある高等学校の「食品製造」の授業に参加し、パン・菓子製造以外の食品加工を学習したり、缶詰、瓶詰めなどの包装作業を伴う食品の製造加工を体験したり、様々な機会を使用して大量に作る作業体験を行ったりしている。この交流及び共同学習を通して、専門的な内容についての知識や技能、機械等の安全で衛生的な取り扱い、大量な製造作業における仕事の分担や責任、交流相手校の生徒の作業姿勢などを学んでいる。

このように、特別支援学校の教育課程を実施する際に、高等学校の教育課程に基づく学習活動に参加する機会を設けることにより、双方の交流及び共同学習で学ぶ内容が広がり、充実したものとなっている。

④交流相手校の教育課程に基づいた学習活動を特別支援学校で実施

高等学校の教育課程に基づいた学習活動をするために、高校生が特別支援学校に来校し、交流及び共同学習を実施している例もある。例えば、青森県立八戸第一養護学校に私立高等学校の生徒が来校し、高等学校の「福祉」の授業に位置づいている学習活動を特別支援学校で行っている。また、工業高等学校に教材・教具や補助具の制作を依頼すると、生徒が「ものづくり」の授業に位置づいた学習として、実際に調査に来校する。そして、教材・教具ができた後も納品しに来校し、教材や教具の使われ方を学んでいる例もある。

高等学校の教育課程の内容を特別支援学校の教員が把握し、高等学校の生徒を受け入れ、特別支援学校の教育活動の充実に役立てていることに特長がある。

⑤隣接した高等学校と同等又は関連する指導形態での位置づけ

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校は、同じ敷地内に鹿児島県立鹿児島東高等学校があり、体育館などの特別教室や校庭などを共有している。この隣接した特別支援学校と高等学校は、交流及び共同学習を教育課程に位置づけ、計画的に実施している。具体的には、特別活動の生徒会活動（対面式など）、学校行事（体育祭や文化祭など）、HR活動（人権や性教育に関わる講座）を合計で47単位時間実施している。また、部活動で合同練習や合同演奏会をしたり、作業学習で高等学校の生徒にパンや野菜の販売をしたりするなど、日常的な活動を交流及び共同学習に位置づけて実施している。

高等学校と特別支援学校が隣接しているので、お互いの教育課程の実施状況が教員にも生徒にも理解できる状況がある。このことを最大限に生かして、「同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び、生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる」という交流及び共同学習の目標を達成するための教育活動を同じ教育課程に位置づけて実施していることに最大の特長がある。

（２）居住地校交流の教育課程上の位置付と特長

①交流相手側の教育課程に合わせた位置づけ

居住地校交流では、相手側の教育課程に合わせて交流及び共同学習を実施することになるが、そのためには、それぞれの学校で学習活動の内容や教材を工夫することが必要となる。例えば、神奈川県立平塚盲学校の小学部の児童は、相手側学級の国語、算数、理科、特別活動活等の授業を受けている。その場合、各教科で取り組みやすい単元、活動を相手側学級で設定する場合もある。国語、算数の教科書は同じ教科書を使用しているので、盲学校の児童は持っている点字教科書を使用することが可能となっている。相手側学級の授業で使うプリント類を前日にもらえれば盲学校で点字化等することもあるし、相手側学級でプリント等使用しないですむよう配慮することもある。

また、青森県立八戸第一養護学校では、居住地校交流の授業には、特別支援学校の担任が同伴している学校もある。指導内容、指導体制は相手校と相談して決め、各学期に1回程度（計3回位）を実施している。

②居住地校交流での学習集団の大きさを踏まえた目標の設定

居住地校での教科の授業の目標に、特別支援学校の目標を付加して、交流及び共同学習を実施している例もある。神奈川県立平塚盲学校では、居住地校での教科の内容自体の学習ということの他、他の児童の発言を聞く、自分の意見を他の児童の前で発表するという目標を設定する場合もあるとのことである。

盲学校では、少人数で教科の学習を行っていることが多いが、居住地校交流では、集団の中で学習ができることの良さを生かす目標を追加するなどの工夫を行っている。

(3) 地域交流の教育活動上の現状と特長

①地域住民の活動の受け入れと交流

特別支援学校学習指導要領で「地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること」と述べられている地域交流に取り組んでいる学校もある。例えば、茨城県立協和特別支援学校の中学部では、地元のライオンズクラブや老人会と交流している。また、岡山県立早島支援学校では、朗読ボランティアが来校して交流している。これらの特別支援学校では、地域の住民団体を積極的に受け入れ、地域と人々との交流を学校で行っている。

②地域住民と共に行う活動

地域住民と一緒に地域活動を行っている学校もある。茨城県立協和特別支援学校の高等部の生徒は、地域の老人会とともに、ゴミ拾いやレクリエーションで交流している。地域活動と一緒にすることは、地域の人々にも特別支援学校の児童生徒の理解を促すことにもつながる。

2. 交流及び共同学習を促進するための教育課程編成上の工夫の在り方

特別支援学校と小・中・高等学校との交流及び共同学習を計画的・組織的に推進するためには、自校及び交流先の学校の教育課程を相互に理解することが重要である。特別支援学校学習指導要領解説では「障害のある子どもと障害のない子どもたちが参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があると考えられる。交流及び共同学習とは、両方の側面が一体としてあることより明確に表したものである。このため、この二つの側面を分ちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。」と述べられている。したがって、教育課程を理解する際は、双方の学校の交流及び共同学習を実施する教育課程に、交流の側面と共同学習の側面のねらいや活動内容が位置づいているのか、そしてそれが一体となる学習活動が展開できるようになっているのかに注目する必要がある。

特別支援学校では、相手校のねらいを把握した上で、自校の教育課程に基づいた学習活動が充実するようにねらいや活動内容、教材を工夫することが必要となる。

各教科等の教育課程には、時間数や教科の目標などの制約があるので、交流及び共同学習を位置づけにくいという面もある。そこで、特別支援学校が近隣の学校と同じ教育課程の位置づけで交流及び共同学習を行う際には、学校行事や学級活動など特別活動、総合的な学習の時間で位置づけていくことも有効である。また、学校行事に位置づけて始まった交流及び共同学習が発展し、音楽交流を行うようになった場合、音楽に位置づけて実施することも考えられる。このように活動内容によっては、柔軟に教育課程上の位置付の変更も検討する必要がある。

部活動など、放課後の活動で行う交流及び共同学習は、目標や活動内容を共有したり、時間設定の調整がしやすかったりする利点がある。教育課程上の位置づけや調整が難しい場合は、部活動など放課後の活動に位置づけて交流及び共同学習を始めることも考えられる。

3. 交流及び共同学習を活性化するための方策

(1) 交流及び共同学習の実施のための連絡方法や連絡内容の現状と特長

①双方の学校の担当者間の連絡方法と連絡内容

学校間交流を行っている特別支援学校と小・中・高等学校は、担当者同士で連絡を取り合っている。鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校と隣接している高等学校は、双方の学校の担当者同士で実施前に事前事後学習を含めた詳細について打ち合わせを実施している。具体的には、交流及び共同学習の授業を担当する各係が中心となり、要望などの実態把握、教育課程上の位置付の検討、目標の設定、実施計画の作成を双方で行っている。香川県立香川中部養護学校では、交流先の学校に特別支援学校の担当者が出向くという方法で連絡を取り合っている。

居住地校交流を行っている場合は、双方の担任が日常的に連絡を取り合っている。例えば、神奈川県立平塚盲学校では、居住地校交流先の担任が事前に、月の予定の他、当日の授業の流れ、授業の内容を盲学校にFAXで送っている。居住地校での配慮が明確にうかがえる内容となっている。双方の学校で事後のやりとりもしている。

双方の学校で、交流及び共同学習を継続的・計画的に実施するためには、教育課程上の位置づけ、目標や当日の活動内容、事前事後の学習について打ち合わせを重ねていくことが必要である。その際、双方の学校で組織として担当を決め、多くの教員間で交流及び共同学習に関わる情報が共通理解できるようにすることが重要であると考えられる。

②交流及び共同学習に関わる連絡会の実施

特別支援学校のある地域で交流及び共同学習に関わる連絡会等を行っている所もある。例えば、茨城県立協和特別支援学校では、年2回、「交流及び共同学習連絡会」を実施している。また、島根県立松江緑が丘養護学校では、市内の養護学校間で、コーディネーターを中心に情報交換等を行っている。

連絡会を行うことによって、双方の学校の教育課程の理解が深まったり、交流及び共同学習に関わる要望を把握したりすることができる。また、地域の人々の活動を知ること、地域の資源を生かした交流及び共同学習に結び付けることができる。と考える。

(2) 交流及び共同学習の活性化に向けて

交流及び共同学習に取り組んでいる学校の実践から、活性化に向けての方策についてヒントを得ることができる。

交流及び共同学習を始めるためには、特別支援学校の実践を近隣の学校や地域の人々に知ってもらうことがまず必要である。そのためには、特別支援学校のセンター的機能を活用し、近隣の学校に特別支援学校の実践を紹介したり、近隣の学校が集まるコーディネーター連絡会で、双方の教育活動の理解を図ったりすることが考えられる。その上で、双方の教員がそれぞれの教育活動の状況を見て、交流及び共同学習の可能性について検討する。直接的な交流がすぐはじめられない場合は、学校間で児童生徒の作品や学校便り等を交換

する活動を児童・生徒が行うことから始めることも考えられる。

地域の人々と共に活動する機会を設けるためには、地域の人々がどのような活動をしているのかを知る必要がある。そのためには、地域にある福祉施設や関係機関とで連絡会を作り、活動状況の情報を交換したり、お互いに行事等で訪問することを検討したりすることが必要である。その際、地域資源を活用した学習ができるように、介護や福祉、清掃など、地域にいる専門家の協力を求めることも考えられる。

地域の中で活動を考える場合、公園清掃など地域に貢献するボランティア活動を一緒に行ったり、高齢者施設などを訪問して、高齢者の話を聞いたり介護の簡単な手伝いを行う活動を行ったりすることが考えられる。

いずれの方法をとるにしても、特別支援学校が交流及び共同学習を活性化させる方策を学校組織として明確にしていくことが重要であると考えられる。

4. まとめ

研究協力校では、それぞれの学校の教育課程の特長を踏まえて交流及び共同学習を実施しており、学習活動の充実を図っている。特に、学校間交流を行う場合、相手校の教育課程や教育活動の指導の形態との関連を考慮して、自校の教育課程を位置づけたり、教育活動の指導の形態を決めている。このように、学校間交流では、相手校の教育課程をよく理解した上で、自校の教育活動の充実につながるように交流及び共同学習を教育課程に位置づけることが重要である。そのためには、交流相手校と連絡を取り、事前事後の学習も含めた実施計画を双方の学校で共通理解できるようにすることが必要である。

交流及び共同学習や地域の人々との交流を活性化させるためには、特別支援学校の実践を近隣の学校や地域の人々に知ってもらうようにするとともに、特別支援学校の教員が近隣の学校の教育活動や地域の人々が行っている地域活動について知ることが必要である。そのためには、特別支援学校のセンター的機能や特別支援教育コーディネーターの役割を十分活用して、特別支援学校の教育活動について周知を図るとともに、地域社会にある教育資源の情報を収集し特別支援学校で活用できるようにする必要がある。また、特別支援学校は、地域にある学校として、できるところから学校間交流や地域の人々との交流をはじめたり、地域の中で行われる活動に参加したりすることが大切である。そして、交流及び共同学習を活性化させる方策を学校組織として明確にすることが重要である。

(尾崎 祐三)

第5章 自立活動と他領域及び各教科の教育課程編成上の関連

はじめに

特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である自立活動では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため一人一人に応じた指導の充実が求められる。また、児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等を十分考慮して、教育課程を編成する必要がある。したがって、特別支援学校が各校の在籍する児童生徒等の実態に応じて、自立活動を教育課程上どのように位置づけ、各教科等と関連させた教育課程を編成しているのかを明らかにし、課題を整理することは重要である。

本研究所においては、先の学習指導要領改訂を受けて、平成 22～23 年度に「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究」を行い、教育課程に関する特別支援学校対象の全国調査の結果から、自立活動の時間の設定や各学部における自立活動の指導の担当者に関して、障害種によっては状況が異なることが示された。そして、自立活動の指導についての課題では、担当者の専門性の向上や専門性の高い教員の確保及び児童生徒の実態の多様化に伴う指導内容設定の難しさ等が挙げられ、障害種に対応した専門性向上のための研修や個別の指導計画に基づいた授業研究会など、校内研修体制や指導体制の整備性が示唆された。

本章では、これらを踏まえて、研究協力機関である特別支援学校における例を挙げ、自立活動と他領域及び各教科の教育課程上の関連における現状と課題を整理する。

1. 自立活動と他領域及び各教科の教育課程編成の現状と課題

本研究において、平成 24 年度に各学校の自立活動に関する現状から、以下の点について課題があげられた（中間報告書より）。

（1）自立活動と他領域及び各教科の内容の教育課程上の位置づけについて

知的障害の生徒の場合、自立活動と各教科の内容の検討から、これまで自立活動として指導してきた内容を、各教科に振り分けて指導する実態が明らかになった。特に、自立活動を時間の指導で行っている特別支援学校が全体の半数程度あることから（平成 22～23 年度に研究所が実施した全国調査の結果）、今後、その実態（現状と課題）についてさらなる検討を行う必要がある。（振り分けの理由・背景、その内容、など）

また、自立活動の時間の指導を起こして指導する場合と、各領域・教科の中で自立活動の内容を指導する場合があるが、どちらにするかの判断の根拠をどのようにしているかを探る必要がある。

（2）高等部段階における進路を意識した自立活動について

知的障害を併せ有しない生徒の場合、将来の進路とも関連性を持たせているため、豊かな社会生活という観点から自己の障害認識、アイデンティティの指導を行い、コミュニケ

ーション方法の他、学校卒業後に向けた社会性の育成に努めていたり、生徒の実態に合わせて、職業コース（週1時間）、作業コース（週1時間）、自立活動コース（週12時間）を設置し、それぞれ自立活動の時間の指導を行っていたりする現状がわかった。特に、高等部段階における将来を見据えた指導を行う際の、適切な自立活動はどうあるべきかが話題となった。

（3）自立活動における個別の指導計画の活用について

一部の学校を除き、自立活動における個別の指導計画の活用についての報告が少なかった。今後、その在り方も含め、検証する必要がある。

また、（幼稚部）小学部から高等部までの教育課程の連続性、一貫性、系統性などをどのように持たせるか、自立活動に求められる障害種に対応した専門性向上のための校内研修の実態については、十分な情報を得ることができなかつたので、今後の学校訪問や研究協議等における情報収集を行う必要がある。

2. 自立活動と他領域及び各教科の教育課程編成上の関連に関する工夫

平成24年度（中間報告）であげられた現状と課題に対して、それぞれについての観点を具体化して、研究協力機関である各特別支援学校の教育課程編成上の工夫について整理した。

（1）学校教育目標と自立活動との関連

神奈川県立平塚盲学校では、「学校教育計画」の教育目標に自立活動について明記している。また、中学部目標「健康、安全で活力のある生活を営むための体力を育み、基本的な生活習慣を養う。」「自己表現力を高め、集団の中で生活する力を育てる」の2項目に自立活動の位置づけが見られる。東京都立中央ろう学校は、学校教育目標の「自尊感情の育成」「学校教育目標に自己肯定感の育成」に関連づけた自立活動の目標を設定している。

青森県立八戸第一養護学校（肢体不自由）は、学校教育目標と自立活動の関連を明示したものはないが、学校教育目標の見直しを行う際、自立と社会参加をめざすためには自立活動の指導がしっかり教育活動の中に位置づけられる必要があるととらえている。

（2）指導計画・指導内容—指導計画、指導内容をどのような形で示しているか—

東京都立中央ろう学校では、自立活動の主担当教員が作成した年間カリキュラムに沿って行われている。茨城県立協和特別支援学校（知的障害）では、年間計画がコースごと学年別に作成されている。また、香川県立香川中部養護学校（知的障害）のように規模が大きい学校では、各部内で指導計画や指導内容を検討しているが、校内全体で自立活動について協議したり、共通理解したりすることが難しいと考えている。

青森県立八戸第一養護学校（肢体不自由）では、個別の指導計画作成において目標や内容

の根拠（どの教科等によるか）を明示することとしている。

島根県立松江緑が丘養護学校（病弱教育）は、平成 24 年度末に見直しをした際、各類型で必要に応じて自立活動の時間を増やす柔軟な対応ができる形をとり、病状等から心理的な安定を図りながらすすめていくことのできる授業として、弾力的な設定を可能とした。年間計画の中で明示し、全職員が、小・中・高と系統的にみられるように示している。

東京都立多摩桜の丘学園（肢体不自由・知的障害）では、肢体不自由教育部門では、指導計画は自立活動担当が作成し、担任と確認している。

（３）「個別の指導計画」との関連

神奈川県立平塚盲学校は、個別の指導計画の中に自立活動の指導計画も含めている。個別の指導計画の年間目標において、生徒の指導の一年間の目標を大枠としてとらえ、短期的（前後期制）により詳しい自立活動の指導内容、手立て、評価を記載し、具体的指導には各担当教員があたっている。自立活動を担当する担任および担当教員間で話し合いを行いつつ、内容と指導方法の調整や統一を行い、必要に応じて、計画、内容、指導法なども指導検討会などで話し合い、修正している。

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校（知的障害）では、書式の中に自立活動に関する年間目標を記入する欄を設けている。また、学期ごとに自立活動の目標設定と評価を行っている。

島根県立松江緑が丘養護学校（病弱）は、平成 24 年度末の教育課程見直しに伴って、個別の指導計画の見直しも必要であると認識し、今年度見直しを行ってきた。従来の厚いファイルから、一覧で見やすいものに変更したり、進路の実態表を保護者と一緒に作成したりするなど、児童生徒の障害の状態や実態、将来のニーズを踏まえた取組ができるようにしている。

岡山県立早島支援学校（肢体不自由・病弱）は、「本校の特別支援教育」の重点事項として「個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用した実践に基づく授業改善」をあげ、研究係と関係各係からなる授業力向上検討委員会が協働して授業改善に重点をおいて取り組んでいる。自立活動の指導目標達成のために、それぞれの時間でどのような指導内容を設定するのかを考えた上で計画するようにはしている。具体的な例として、「時間の指導でやり方を学んで、各教科等の授業で活用する」「時間指導で姿勢を保持する力を高めつつ、各教科等の授業では姿勢保持に力点をおくのではなく、教科等の目標達成に必要な補助具等を活用する」等々については、教職員全体の共通理解は十分ではないことが、昨年度の研究の評価で課題になった。今年度の研究で少し整理したいと考えているとのことである。

東京都立多摩桜の丘学園（肢体不自由・知的障害）の肢体不自由教育部門では、自立活動の指導計画の内容の一部を「個別指導計画」（東京都の名称）に記載している。

(4) 「時間の指導」と「関する指導」について校内での共通理解

－自立活動をどのように取り合うかの方針（「時間の指導」と「関する指導」）について、校内の共通理解をどのように図っているか－

神奈川県立平塚盲学校では、「時間の指導」は個々の児童・生徒の状況に対応して（歩行、点字、PCの活用等）行っている。「関する指導」は、個別の指導計画に〔国語・自立活動〕などとして記載している。また、個々の児童生徒の「フェースシート」を作成しているが、記載事項の児童生徒の実態と配慮事項が「関する指導」の基礎資料になる。共通理解に関しては、年度はじめ、に「個別の指導計画」を担当と保護者の話し合いをもとに作成し、重複クラス全体に関わる教員間で確認している。また、変化する内容については、毎週の指導検討会で話し合っている。

香川県立香川中部養護学校（知的障害）は、学校規模が大きいことから、各部内で検討し、共通理解を図っている。そのため、校内全体で自立活動について協議したり、共通理解したりすることが難しいとの課題があるとのこと。

青森県立八戸第一養護学校（肢体不自由）は、各教科における指導については、学習内容を構成する教科内容と自立活動の内容を分けて記載することとしている。

島根県立松江緑が丘養護学校（病弱）では、個別の指導計画と年間指導計画において共通理解を図るほか、実施授業毎の振り返り（評価）を生かして、指導内容や形態等についての妥当性を確認し、共通理解を図っている。

岡山県立早島支援学校（肢体不自由・病弱）では、自立活動と各教科等との関連が、教育課程編成の上で整理された。しかし、実施するに当たっては全教職員に共通理解されたとはまでは言えず、引き続き研究の中での的確な実施をめざしている。

(5) 障害に対応した専門性－自立活動に関する研修計画、研修内容はどのようになっているか－

東京都立中央ろう学校は、成人聴覚障害者等のロールモデルから学ぶことを専門性向上の目的の一つとしている。教職員はレベルに応じた手話検定の取得を目指している。

香川県立香川中部養護学校（知的障害）は、自立活動に関する分掌がなく、学校全体で自立活動について協議する場がもてず、自立活動に関する研修も行っていない。自立活動の指導内容と領域・教科を合わせた指導の指導内容との区別が難しいと感じており、教員の理解も十分でないと考えている。

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校（知的障害）は、高校生という年齢的な特性について、大学教授を外部講師として招いて校内研修を実施した（平成24年度）。また、個々の事案については、校内支援係と連携し、障害に応じた職員で相談する体制を整えている。

岡山県立早島支援学校（肢体不自由・病弱）は、専門性の維持向上については課題と考え、「専門性の構造図」を作成し、組織としての専門性向上に努める重要性を確認して研修体制を整えている。外部専門家を招聘しての研修や経験年数に応じた研修、自立的な研修

を計画実施している。しかし、教職員の異動が毎年多く、その中での専門性の維持向上には困難も大きいと捉えているとのこと。

東京都立多摩桜の丘学園（肢体不自由・知的障害）では、PT、OT、ST、心理士、視能訓練士などの外部専門家の指導を受けつつ、学校全体として校内の様々な障害に対応した専門性を高めている。また、茨城県立協和特別支援学校（知的障害）も、PT、OT、ST等の外部専門家の訪問指導を活用したり、ソーシャルスキル・トレーニングの講演会を開催したりしている。

（６）指導の一貫性・系統性－教育課程における「自立活動」の一貫性・系統性の検討－

神奈川県立平塚盲学校では、幼・小・中学部を通して在校する生徒については、3年毎の（長期的）個別指導計画において保てるよう努めている。これまでの指導の蓄積から歩行指導のマニュアル（改訂版）を作成している。また、研修・研究チームで自立活動も扱うことを明確化した。

茨城県立協和特別支援学校では、自立活動の校内における一貫性は課題であり、例えば校内で指導内容表を作成するなどの工夫が必要ではないかという意見は挙がっている。

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校（知的障害）では、中学校からの聞き取りや学年間での引き継ぎを行っている。さらに、必要に応じて教科担任とHR担任とで情報交換を行ったり、個別の教育支援計画を活用し、保護者との共通理解を図ったりしている。

島根県立松江緑が丘養護学校（病弱）では、平成24年度末の教育課程の見直しにおいて、卒業後の進路を見据えた、小・中・高の流れが見えるように編成上の工夫をした結果、教育課程における指導の一貫性・系統性については追求しやすくなった。一方、児童生徒の転入等、在籍の状況や病状等により、対応は多様性が求められることが課題とのこと。

東京都立多摩桜の丘学園（肢体不自由・知的障害）の肢体不自由教育部門では、個々のケースについては、自立活動部教員と担任で、次年度の計画（引き継ぎ資料）を作成しているが、学部間を越えた一貫性や系統性については、自立活動部内の研究会等で検討を進めている。

（７）評価－学習指導要領に示された各項目との関連性をどのように図っているか－

東京都立中央ろう学校では、自立活動の主担当教員と担任の協働で評価している。評価は記述式である。高等部では、筆記試験と表現（手話）を実施し、評価を行っている。

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校（知的障害）では、HR担任が個別の指導計画を使用して評価を行っている。

島根県立松江緑が丘養護学校（病弱）では、実施授業毎に指導者間で情報共有の形で評価を実施している。評価観点や、教育課程における自立活動の在り方等については、今後、具体化していく必要がある。

岡山県立早島支援学校（肢体不自由・病弱）では、評価規準とその根拠を明らかにしながらより客観的な評価を行うように努めている。学習指導案に「学習課題」を記載したり、「公開授業ふり返しシート」を活用したりすることで評価している。

東京都立多摩桜の丘学園の（肢体不自由・知的障害）の肢体不自由教育部門では、自立活動部教員及び担任が検討会を行い、担任が通知表に記載する。平成 24 年度まで別途「自立活動の評価」を作成していたが、今年度からは個別指導計画と通知表を一本化したので、自立活動についても、その評価欄に記載することとした。

（８）特別支援学校(知的障害)での自立活動について

香川県立香川中部養護学校（知的障害）は、小学部では自立活動の時間を設定しておらず、領域・教科を合わせた指導の中で実施している。中学部はすべての課程に自立活動の時間を設定している（T課程とA課程は週 1 時間）。高等部は、類型「基礎」で週 5 時間、自立活動の時間を設定し、それ以外の類型では教育活動全体で行っている。自立活動の時間を設けていない学部（特に高等部）では、自立活動の時間を確保することができない状況にある。

（９）自立活動の指導時数の変更等、見直しを行った場合

茨城県立協和特別支援学校（知的障害）は、高等部の自立活動コースについて、平成 24 年度は週 12 時間であったが、自立活動の時間の指導において国語など教科で取り扱う内容を行っていたため、教科の時間を増やして、自立活動の時間の指導を週 7 時間にした。

青森県立八戸第一養護学校（肢体不自由）は、自立活動と教科（知的障害）との関連で指導内容を精査した。小学部 B 1 では、「図工」を新設（昨年度までは生単の中で図工の目標、内容を扱う）したことで、図工の目標と内容に即した授業を系統的に取り組めることを目指している。中学部 B 1 課程では、社会に加えて「理科」と「外国語」を設けたことで、教科としての積み上げが期待できる。また、C 類型においては、それまでは、教育課程上は自立活動で、その中で「日常」とか「生活」とか区分してきたところを、「日常活動」「生活活動」とした。このことで、指導の目標や内容について、意識化ができてきた部分はある。個別の指導計画作成において目標や内容の根拠（どの教科等によるか）を明示することとしている。

島根県立松江緑が丘養護学校（病弱）は、児童生徒の病状等に関連して、他領域及び各教科等における自立活動の内容に関する指導が求められるなど、弾力的な対応が求められることから、平成 24 年度末の教育課程見直しへつながった。児童生徒の状況等に応じた教育課程を求めてきたが、個別化・細分化の方向をみた。したがって、平成 24 年度末に見直しを行い、児童生徒の病状等により、必要に応じて自立活動を増やせるようにし、自立活動の時間 2 時間～障害の状態等に応じた時間の設定となった。見直しをした教育課程においては、各類型で必要に応じて自立活動の時間を増やす柔軟な対応ができる形をとっ

た。具体的には、病状等から、心理的な安定を図りながら進めていくことのできる授業として、弾力的な設定のなかで必要な内容を取り上げている。また、就労に向けて必要な力、体験的な活動をとおして学習する内容も取り上げている。C類型（障害の特性に応じた教育課程）においては、自立活動の時間2時間設定の知的代替の内容から、自立活動中心の学習まで、児童生徒の認知特性の応じた内容を取り上げている。

岡山県立早島支援学校（肢体不自由・病弱）は、個別の指導計画の様式を見直し、自立活動の指導目標や指導内容を記載し、複数で検討することで、自立活動についてとらえ直しをすることができつつある。今まで、時間における指導が一人歩きしている場合も多々あったが、児童生徒の長期目標（3年後）短期目標（1年後）との関連性を持たせながら時間における指導を行うことができるようになってきた。また、自立活動を時間における指導のみで行っているととらえている場合もあったが、教育活動全体の指導内容を示し、それに関する内容を学習指導案に記載するようにしたことで、各授業（指導）で自立活動を行っていることを理解することができるようになってきた。その視点で自立活動の時間における指導や授業の中における自立活動（支援を含めて）を見直し、授業改善につなげることができてきた。各授業の中核をなしている教科を整理したことで、授業の目標や指導内容が分かりやすくなった。また、自立活動と各教科等との関連（それぞれの目標や指導内容の明確化など）が、教育課程編成上で整理されたが、実施するに当たって全教職員に共通理解されたとはまでは言えず、引き続き研究の中での的確な実施をめざしている。

3. まとめ

自立活動と他領域及び各教科の教育課程編成上の関連の実態としては、自立活動と他領域及び各教科の内容の教育課程上の位置づけにおいては、自立活動の指導計画・指導内容を学校の教育計画に明示して、全職員が小・中・高と系統的にみられる工夫や、目標や内容の根拠を明示したり内容を保護者に確認したりすることで、関わる職員間の共通理解を図る工夫があった。また、個別の指導計画に各教科と関連させた課題を示すなど教育課程編成上の整理はされたが、実施に当たっての全教職員での共通理解は課題とする学校もあった。高等部段階における進路を意識した自立活動については、卒業後の進路を見据えて、小・中・高の流れが見えるように編成上の工夫をすることで、指導の一貫性をもたせる取組が見られた。自立活動における個別の指導計画の活用については、評価において、評価規準を明確にし、その根拠を明らかにすることでより客観的な評価を行うように努めている学校もあった。

また、次のような取組の成果を示す学校もあった。

- ①自立活動の時間を障害の状態等に応じた時間設定が可能な編成としたので、弾力的な設定のなかで必要な内容を取り上げることができるようになった。
- ②個別の指導計画の様式を見直し、自立活動の指導目標や指導内容を記載して複数で検討するようにしたので、自立活動についてとらえ直しをすることができつつある。

③児童生徒の長期目標（3年後）短期目標（1年後）との関連性を持たせながら時間における指導を行うことができるようになってきた。

一方、「個別の指導計画」との関連や、校内研修の在り方も含めた障害に対応した専門性について、自立活動の指導の一貫性・系統性や評価について、例えば学習指導要領に示された各項目との関連性をどのように図っているかなどを課題としている学校もあった。

今後の、インクルーシブ教育システムの構築において、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行う特別支援教育を更に推進する上での（合理的配慮を考える上で）、教育課程上の自立活動をどう位置づけるかは、各学部（発達段階）でのねらいの明確化とともに、取り扱う内容等についての具体化・整理が必要であり、あわせて、6区分 26項目に改められた内容で新たに示された項目についての取組の現状把握と課題整理も必要である。

（日下 奈緒美）

第6章 まとめ

1. 教育課程の類型やコース制

「特別支援学校においては、児童生徒の実態や進路先の多様化に対応するために、類型やコース制を設けること」が、教育課程編成と実施にかかわって有効な工夫の1つであると考えられる。

研究協力機関（特別支援学校）9校の取組の状況を整理した。その中で明らかになったことは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱を対象とする特別支援学校では、1）従前より教育課程編成における類型の取組はあったが、児童生徒の実態の重度化・多様化に対応するための見直しをした、2）重複学級の児童生徒の実態に対応するために教育課程編成の類型を取り入れたという二つの背景があった。知的障害を対象とする特別支援学校では、高等部の生徒の実態の多様化に応えるために、想定される卒業後の生活から指導の目標と内容を見直した。その上で、コース制により指導内容のまとまりを明確にした。

いずれの学校においても共通する重要な点は、「類型やコース制の設定の意義を改めて理解し、その運用上の課題を明確にすること」と言える。そして、類型やコース制を設ける際に求められることは、以下の3点である。

- ①児童生徒の特性、進路等に応じた適切な設定
- ②指導の目標と内容が第三者にわかりやすいこと（ガイダンス機能）
- ③学校教育目標の達成に向けて、学校としての一貫性（指導の方針が同じであること）や系統性（指導の順序性が明確であること）が示されること

2. 複数障害種に対応する特別支援学校における教育課程編成

病弱教育部門と肢体不自由教育部門を併設する学校（早島支援学校）、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併設する学校（多摩桜の丘学園）の2校について、併置校のメリットと課題を整理した。

早島支援学校では、肢体不自由部門と病弱部門の併設というメリットを大いに生かして、教育課程編成から、その実施、さらには、入試や個別の指導計画、校内研究に至るまで、幅広い工夫と取り組みがなされていることが分かった。多摩桜の丘学園では、両部門の教育課程の独立性を大切にしながら、実働としてはメリットを生かして両部門で協力して取り組んでいることが分かった。

「自立活動の指導」について併置校ならではの、教育課程編成上及び指導の専門性向上に係るメリットや課題を考究した。早島支援学校では、小中学部においても、自立活動の指導は、両部門で別に設定し、指導時数も異なり、合同授業をすることもない。ただ、双方の障害種に係る自立活動の内容については、双方の部門の教師が知ることができると共に、複数の障害を併せ有する児童生徒の場合には、一人一人のより個に応じた自立活動の内容を設定することができるだろう。多摩桜の丘学園では、自立活動の独立した部門があ

るが、それは肢体不自由部門に入っているもので、知的障害の児童生徒を担当することはない。ただし、教師を通じて、アドバイスをしたり、情報交換したりすることはできる。

3. 高等部の職業教育

高等部の職業教育に関する教育課程編成及び実施の現状と課題として、高等部における類型やコース制の設定、職業教育に関わる教科及び領域・教科を合わせた指導での取組、現場実習や企業との連携、職業教育という点からのアセスメント（実態把握）を取りあげた。

各生徒の実態に、より対応した指導を実施するという観点から、教育課程の類型やコース制の設定、作業学習の班編成など、各グループでの指導を検討、工夫することにより、より各生徒の実態に対応した職業教育がなされると考えられる。その上で、さらに生徒の実態に合わせた指導を行うには、職業教育に特化したアセスメント等を実施して、生徒の実態をよりよく把握をすることも重要であると考えられる。

職業教育に関わる教科や、領域・教科を合わせた指導として、作業学習、「福祉」、学校設定教科等を取りあげた。これらについての各校の取組から、作業学習の班編成や指導内容、「福祉」の指導内容、学校設定教科の設定やその目標、指導内容等を検討し、また整理・明確化することで、より職業教育を充実させていこうとしていることがうかがえた。

また、職業教育の内容を、より実地的なものにするという点で、企業と連携し、現場実習の結果を検討すること等により、作業学習等の指導内容として何が必要かを検討することも重要であると考えられる。さらに、企業からの意見を積極的に聴取するなど、想定される就職先と連携した取組を進めることも、職業教育としての指導内容等の改善につながるものとして、やはり重要であると思われる。

4. 交流及び共同学習の教育課程での位置づけ

研究協力機関（特別支援学校）における交流及び共同学習の教育課程上の位置付けの現状とその特長を概観するとともに、そのことを踏まえて、交流及び共同学習を促進するための教育課程編成上の工夫の在り方や交流及び共同学習を活性化するための方策について検討した。

交流及び共同学習の教育課程上の位置付けの現状とその特長では、1) 双方の学校の担当者間の連絡の方法と内容、2) 交流及び共同学習に関わる連絡会の実施について、交流する双方の学校での連携の工夫がうかがえた。交流及び共同学習を継続的・計画的に実施するためには、双方の学校での教育課程上の位置づけ、目標や当日の活動内容、事前事後の学習について打ち合わせを重ねていくことが必要である。その際、双方の学校で組織として係を決め、多くの教員間で交流及び共同学習に関わる情報が共通理解できるようにすることが重要であると考えられる。さらに、交流及び共同学習を活性化するためには、特別支援学校の実践を近隣の学校や地域の人々に知ってもらうことが重要である。そのため

には、特別支援学校のセンター的機能の活用や、地域にある福祉施設や関係機関とで連絡会を作り、活動状況の情報を交換したり、お互いに行事等で訪問することを検討したりすること等が有効である。いずれにおいても、特別支援学校が交流及び共同学習を活性化させる方策を学校組織として明確にしていくことが重要である。

5. 自立活動と他領域及び各教科の教育課程編成上の関連

研究協力機関（特別支援学校）における、自立活動と他領域及び各教科の教育課程上の関連における現状と課題を整理した。

自立活動と他領域及び各教科の内容の教育課程上の位置づけにおいては、自立活動の指導計画・指導内容を学校の教育計画に明示して、全職員が小・中・高と系統的にみられる工夫や、目標や内容の根拠を明示したり内容を保護者に確認したりすることで、関わる職員間の共通理解を図る工夫があった。また、個別の指導計画に各教科と関連させた課題を示すなど教育課程編成上の整理はされたが、実施に当たっての全教職員での共通理解は課題とする学校もあった。高等部段階における進路を意識した自立活動については、卒業後の進路を見据えて、小・中・高の流れが見えるように編成上の工夫をすることで、指導の一貫性をもたせる取組が見られた。自立活動における個別の指導計画の活用については、評価において、評価規準を明確にし、その根拠を明らかにすることでより客観的な評価を行うように努めている学校もあった。

また、次のような取組の成果を示す学校もあった。

- ①自立活動の時間を障害の状態等に応じた時間設定が可能な編成としたので、弾力的な設定のなかで必要な内容を取り上げることができるようになった。
- ②個別の指導計画の様式を見直し、自立活動の指導目標や指導内容を記載して複数で検討するようにしたので、自立活動についてとらえ直しをすることができつつある。
- ③児童生徒の長期目標（3年後）短期目標（1年後）との関連性を持たせながら時間における指導を行うことができるようになってきた。

（長沼 俊夫）